

教育委員会会議 臨時会

平成 30 年 3 月 26 日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

- 第 56 号 教育委員会所属長等の人事について
- 第 57 号 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則
- 第 58 号 庁中処務細則の一部を改正する訓令
- 第 59 号 山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令
- 第 60 号 山梨県埋蔵文化財センター処務規程の一部を改正する訓令
- 第 61 号 山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示

2 報 告 事 項

- (15) 県立学校事務長等の人事について

3 その 他 報 告

な し

議案第 56 号

教育委員会所属長等の人事について [別途資料配付]

議案第 57 号

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

提案理由

組織機構の再編等に伴い、関係規則について所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

規則の概要

教育庁総務課

題名	山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則
趣旨	組織機構の再編等に伴い、関係規則について所要の改正を行う必要がある。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則の改正（第1条関係） <ul style="list-style-type: none"> ・ 室長、室長補佐及び国体推進監を廃止する。 ・ 総合教育センターに教育研究推進幹及び課長（研修指導課長・調査研究課長）を設置する。 ○ 山梨県総合教育センター管理規則の改正（第2条関係） <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修指導部及び研究開発部を廃止し、学校教育支援部を設置する。 ・ 学校教育支援部に研修指導課及び調査研究課を設置する。 ・ 所長等の専決事項および代決に関する規定を整備する。 ○ 山梨県教育庁組織規則の改正（第3条関係） <ul style="list-style-type: none"> ・ 国体推進室を廃止する。 ・ 課内室及び室長等に関する規定を整備する。 ○ 山梨県教育委員会事務決裁規則の改正（第4条関係） <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合教育センター所長等の専決事項及び代決に関する規定を整備する。 ・ 室長等に関する規定を整備する。
施行期日	平成30年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県教育委員会規則第	号
山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の	
設置に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。	
平成三十年三月	日
山梨県教育委員会	
教育長 守 屋 守	
山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の	
職の設置に関する規則等の一部を改正する規則	
(山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の	
設置に関する規則の一部改正)	
第一条 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員	
の職の設置に関する規則(昭和三十三年山梨県教育委員会規則第五号)の一部を次の	
ように改正する。	

第二条第一項第二号中「、室長」及び「、室長補佐」を削り、同項第三号中「、国
体推進監」を削り、「学芸幹」の下に「、教育研究推進幹」を加える。
別表第一 県教育委員会事務局の部中「、室長」、「、室長補佐」及び「、国体推進
監」を削り、同表県総合教育センターの部中「次長」の下に「、教育研究推進幹」を
、「部長」の下に「、課長」を加える。
(山梨県総合教育センター管理規則の一部改正)
第二条 山梨県総合教育センター管理規則(昭和四十六年山梨県教育委員会規則第九号
)の一部を次のように改正する。
第二条の見出し中「部」の下に「及び課」を加え、同条第一項第二号を次のように
改める。
二 学校教育支援部
第二条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。
第二条第二項中「部」の下に「及び課」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一

	項の次に次の一項を加える。
2	前項第二号に規定する学校教育支援部に次の課を置く。
一	研修指導課
二	調査研究課
	第六条（見出しを含む。）中「副所長」を「所長」に改める。
	第七条の見出し及び同条第一項本文中「次長」を「副所長」に改め、同条第二項を削る。
	第八条第一項中「副所長」を「所長」に、「次長」を「副所長」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第二項中「副所長」を「所長」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2	所長及び副所長が不在で急施を要するときは、次長がその事務を代決することができる。
	別表を次のように改める。

別表（第二条関係）		分掌事項
部 課 名		
管 理 部		一 所内の連絡調整に関すること。
		二 公印の管守に関すること。
		三 職員及び研修員の身分、服務及び福利厚生等に関すること。
		四 文書の收受、発送及び保管に関すること。
		五 会計経理に関すること。
		六 物品の調度、出納及び保管に関すること。
		七 施設の管理に関すること。
		八 他の部に属さないこと。
学 校 教 育 支 援 部	研 修 指 導 課	一 教育センター所管事業の企画及び調整に関すること。

		二	教職員研修に関すること。
		三	校内研修及び自己研修の相談に関すること。
	調査研究課	一	教育に関する専門的、技術的事項の調査研究及び開発に関すること。
		二	教育研究の相談に関すること。
		三	教育情報の収集と発信に関すること。
	相談支援部	一	来所及び電話による教育相談に関すること。
		二	教育相談及び特別支援教育についての研修、研究及び資料情報に関すること。
		三	適正就学のための判定資料の提供に関すること。
		四	適応指導教室に関すること。
	情報教育部	一	情報教育の研修、研究及び教材の開発に関すること。

			ること。
		一	情報教育に係る教材、図書、資料等の収集、整理、保存及び利用に関すること。
		三	情報教育に係る相談に関すること。
		四	教育情報ネットワークシステムの運用管理に関すること。
	(山梨県教育庁組織規則の一部改正)		
第三条	山梨県教育庁組織規則(昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。		
	第四条の二及び第十二条の二を削る。		
	第二十二條第一項中「課内室に室長を」と及び「課内室に室長補佐を」を削り、		
	同条第二項中「又は課内室」と及び「国体推進監」を削る。		

	第二十四条中「(課内室を含む。次条において同じ。)」を削る。
	(山梨県教育委員会事務決裁規則の一部改正)
第四条	山梨県教育委員会事務決裁規則(平成十三年山梨県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。
	第二条第一号中「及び室長」を削り、同条第二号中「及び同項に規定する埋蔵文化財センターの所長」を「、同項に規定する埋蔵文化財センターの所長及び山梨県総合教育センター管理規則(昭和四十六年山梨県教育委員会規則第九号。以下「総合教育センター管理規則」という。)
	第五条に規定する所長」に改め、同条第四号中「館長等」を「館長」に改め、「並びに山梨県総合教育センター管理規則(昭和四十六年山梨県教育委員会規則第九号。以下「総合教育センター管理規則」という。)
	第五条に規定する所長」を削り、同条第五号中「、課長補佐及び室長補佐」を「及び課長補佐」に改め、同条第六号中「六次長」を「六次長等」に、「及び同項に規定する埋蔵文化財センターの次長のうちあらかじめ所長が指定する次長」を「、同項に規定す

	る埋蔵文化財センターの次長のうちあらかじめ所長が指定する次長及び総合教育センター管理規則第五条に規定する副所長」に改め、同条第九号中「副館長等」を「副館長」に改め、「並びに総合教育センター管理規則第五条の規定による副所長」を削り、同条第十号中「館長等」を「館長」に改める。
	第四条中「館長等」を「館長」に改める。
	第八条中「次長」を「次長等」に改める。
	第十条(見出しを含む。)中「館長等」を「館長」に、「副館長等」を「副館長」に改める。
	附 則
	(施行期日)
1	この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
	(経過措置)
2	この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令

山梨県教育委員会・山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則新旧対照表（第一条関係）

新			旧		
<p>(職務)</p> <p>第二条 前条第一項に規定する職員の職務は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 次長、館長、所長、課長、副館長、副所長、部長、事務長、総括課長補佐、課長補佐及び事務次長は、上司の命を受け、所部の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。</p> <p>三 理事、教育監、文化振興監、参事又は学力向上対策監は、上司の特別の命を受けた事務をつかさどり、政策企画監、施設管理監、人事管理監、義務教育指導監、高校教育指導監、文化財指導監、地域学力向上推進幹、司書幹、学芸幹、教育研究推進幹、企画調整主幹、主幹、副主幹、主査又は副主査は、上司の命を受け、特定事務又は担当事務を処理する。</p> <p>四、十五 略</p> <p>2 略</p>			<p>(職務)</p> <p>第二条 前条第一項に規定する職員の職務は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 次長、館長、所長、課長、室長、副館長、副所長、部長、事務長、総括課長補佐、課長補佐、室長補佐及び事務次長は、上司の命を受け、所部の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。</p> <p>三 理事、教育監、文化振興監、参事又は学力向上対策監は、上司の特別の命を受けた事務をつかさどり、政策企画監、施設管理監、人事管理監、義務教育指導監、高校教育指導監、国体推進監、文化財指導監、地域学力向上推進幹、司書幹、学芸幹、企画調整主幹、主幹、副主幹、主査又は副主査は、上司の命を受け、特定事務又は担当事務を処理する。</p> <p>四、十五 略</p> <p>2 略</p>		
別表第一（第一条関係）			別表第一（第一条関係）		
各機関	職員	職	各機関	職員	職
県教育委員会 事務局	県教育委員会事 務局事務職員	教育次長、次長、課長、所長、副所長、総括課長補佐、課長補佐、理事、教育監、文化振興監、参事、学力向上対策監、政策企	県教育委員会 事務局	県教育委員会事 務局事務職員	教育次長、次長、課長、室長、所長、副所長、総括課長補佐、課長補佐、室長補佐、理事、教育監、文化振興監、参事、学力向上対策監、政策企

		画監、人事管理監、義務教育指導監、高校教育指導監、文化財指導監、地域学力向上推進幹、企画調整主幹、主幹、副主幹、主査、副主査、管理主事、社会教育主事、体育主事、学芸員、主任、主事、司書、文化財主事、専門員
	県教育委員会事 務局技術職員	課長、所長、課長補佐、参事、施設管理監、主幹、副主幹、主査、副主査、主任、技師、専門員
略		
県総合教育センター	県総合教育センター事務職員	所長、副所長、次長、教育研究推進幹、部長、課長、主幹、副主幹、主査、副主査、指導主事、主任、主事

		画監、人事管理監、義務教育指導監、高校教育指導監、国体推進監、文化財指導監、地域学力向上推進幹、企画調整主幹、主幹、副主幹、主査、副主査、管理主事、社会教育主事、体育主事、学芸員、主任、主事、司書、文化財主事、専門員
	県教育委員会事 務局技術職員	課長、所長、課長補佐、室長補佐、参事、施設管理監、主幹、副主幹、主査、副主査、主任、技師、専門員
略		
県総合教育センター	県総合教育センター事務職員	所長、副所長、次長、主幹、副主幹、主査、副主査、指導主事、主任、主事

		司書 専門員			司書 専門員
略			略		

山梨県総合教育センター管理規則新旧対照表（第二十一条関係）

新	旧
<p>(部及び課)</p> <p>第二条 教育センターに次の部を置く。</p> <p>一 管理部</p> <p>二 学校教育支援部</p> <p>三 相談支援部</p> <p>四 情報教育部</p> <p>2 前項第二号に規定する学校教育支援部に次の課を置く。</p> <p>一 研修指導課</p> <p>二 調査研究課</p> <p>3 部及び課の分掌事項は、別表のとおりとする。</p> <p>(所長の専決)</p> <p>第六条 所長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。</p> <p>一・二 略</p> <p>(副所長の専決)</p> <p>第七条 副所長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。</p> <p>一・二 略</p> <p>(代決)</p>	<p>(部)</p> <p>第二条 教育センターに次の部を置く。</p> <p>一 管理部</p> <p>二 研修指導部</p> <p>三 研究開発部</p> <p>四 相談支援部</p> <p>五 情報教育部</p> <p>2 部の分掌事項は、別表のとおりとする。</p> <p>(副所長の専決)</p> <p>第六条 副所長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。</p> <p>一・二 略</p> <p>(次長の専決)</p> <p>第七条 次長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。</p> <p>一・二 略</p> <p>2 次長が複数の場合の専決は、あらかじめ副所長の指定する次長が行う。</p> <p>(代決)</p>

第八条 所長が不在で急處を要するときは、副所長がその事務を代決することができる。

2 所長及び副所長が不在で急處を要するときは、次長がその事務を代決することができる。

3 次長が複数の場合は、あらかじめ所長の指定する次長がその事務を代決することができる。

第八条 副所長が不在で急處を要するときは、次長がその事務を代決することができる。

2 次長が複数の場合は、あらかじめ副所長の指定する次長がその事務を代決することができる。

3 情報教育部の分掌に係る事項については、前項の規定にかかわらず、情報教育部を分担して整理する次長がその事務を代決することができる。

4 副所長及び次長が不在で急處を要するときは、主管の部長がその事務を代決することができる。

別表（第二十一条関係）

部課名	分掌事項
管理部	<p>一 所内の連絡調整に関すること。</p> <p>二 公印の管守に関すること。</p> <p>三 職員及び研修員の身分、服務及び福利厚生等に関すること。</p> <p>四 文書の取受、発送及び保管に関すること。</p> <p>五 会計経理に関すること。</p> <p>六 物品の調度、出納及び保管に関すること。</p> <p>七 施設の管理に関すること。</p> <p>八 他の部に属さないこと。</p>
学校教育支援部	<p>研修指導課</p> <p>一 教育センター所管事業の企画及び調整に関すること。</p>

別表（第二十一条関係）

部名	分掌事項
管理部	<p>一 所内の連絡調整に関すること。</p> <p>二 公印の管守に関すること。</p> <p>三 職員及び研修員の身分、服務及び福利厚生等に関すること。</p> <p>四 文書の取受、発送及び保管に関すること。</p> <p>五 会計経理に関すること。</p> <p>六 物品の調度、出納及び保管に関すること。</p> <p>七 施設の管理に関すること。</p> <p>八 他の部に属さないこと。</p>
研修指導部	<p>一 教育センター所管事業の企画及び調整に関すること。</p>

	調査研究課	<ul style="list-style-type: none"> 一 教職員研修に関すること。 二 校内研修及び自己研修の相談に関すること。 一 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究及び開発に関すること。 二 教育研究の相談に関すること。 三 教育情報の収集と発信に関すること。
相談支援部		<ul style="list-style-type: none"> 一 来所及び電話による教育相談に関すること。 二 教育相談及び特別支援教育についての研修、研究及び資料情報に関すること。 三 適正就学のための判定資料の提供に関すること。 四 適応指導教室に関すること。
情報教育部		<ul style="list-style-type: none"> 一 情報教育の研修、研究及び教材の開発に関すること。 二 情報教育に係る教材、図書、資料等の収集、整理、保存及び利用に関すること。 三 情報教育に係る相談に関すること。 四 教育情報ネットワークシステムの運用管理に関すること。

	研究開発部	<ul style="list-style-type: none"> 一 教職員研修に関すること。 二 校内研修及び自己研修の相談に関すること。 一 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究及び開発に関すること。 二 教育研究の相談に関すること。 三 教育情報の収集と発信に関すること。
相談支援部		<ul style="list-style-type: none"> 一 来所及び電話による教育相談に関すること。 二 教育相談及び特別支援教育についての研修、研究及び資料情報に関すること。 三 適正就学のための判定資料の提供に関すること。 四 適応指導教室に関すること。
情報教育部		<ul style="list-style-type: none"> 一 情報教育の研修、研究及び教材の開発に関すること。 二 情報教育に係る教材、図書、資料等の収集、整理、保存及び利用に関すること。 三 情報教育に係る相談に関すること。 四 教育情報ネットワークシステムの運用管理に関すること。

山梨県教育庁組織規則新旧対照表（第二条関係）

新	旧				
<p>(分課)</p> <p>第四条 略</p> <p>(スポーツ健康課)</p> <p>第十二条 略</p> <p>(課長等)</p> <p>第二十二條 本庁の課に課長及び総括課長補佐又は課長補佐を置き、必要に応じ、課に主幹、副主幹、主査又は副主査を置く。</p> <p>2 本庁の課に必要に応じ、施設管理監、人事管理監、義務教育指導監、高校教育指導監又は文化財指導監を置く。</p> <p>(職員職)</p> <p>第二十四條 本庁の課及び教育事務所等に置く職員職は、前三條に規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>一 四 略</p>	<p>(分課)</p> <p>第四条 略</p> <p>(課内室)</p> <p>第四条の二 前条に規定する課のうち、次の表の上欄に掲げる課に同表の下欄に掲げる室（課に置かれる室（以下「課内室」という。）、以下同じ。）を置く。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">課</td> <td style="text-align: center;">室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">スポーツ健康課</td> <td style="text-align: center;">国体推進室</td> </tr> </table> <p>(スポーツ健康課)</p> <p>第十二条 略</p> <p>(国体推進室)</p> <p>第十二條の二 国体推進室においては、国民体育大会の開催及び招致並びに全国高等学校総合体育大会の開催に関する事務を所掌する。</p> <p>(課長等)</p> <p>第二十二條 本庁の課に課長及び総括課長補佐又は課長補佐を置き、必要に応じ、課に主幹、副主幹、主査又は副主査を置き、課内室に室長補佐を置く。</p> <p>2 本庁の課又は課内室に必要に応じ、施設管理監、人事管理監、義務教育指導監、高校教育指導監、国体推進監又は文化財指導監を置く。</p> <p>(職員職)</p> <p>第二十四條 本庁の課（課内室を含む。本条において同じ。）及び教育事務所等に置く職員職は、前三條に規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>一 四 略</p>	課	室	スポーツ健康課	国体推進室
課	室				
スポーツ健康課	国体推進室				

山梨県教育委員会云事務決裁規則新旧対照表（第四条関係）

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 課長 山梨県教育庁組織規則（昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号。以下「組織規則」という。）第二十二條第一項に規定する課長をいう。</p> <p>二 所長 組織規則第二十三條第一項に規定する教育事務所の所長、同項に規定する理蔵文化財センターの所長及び山梨県総合教育センター管理規則（昭和四十六年山梨県教育委員会規則第九号。以下「総合教育センター管理規則」という。）第五条に規定する所長をいう。</p> <p>三 略</p> <p>四 館長 山梨県立図書館設置及び管理条例（平成二十三年山梨県条例第四十九号）第五条、山梨県立美術館設置及び管理条例（昭和五十三年山梨県条例第五号）第四条、山梨県立博物館設置及び管理条例（平成十七年山梨県条例第八号）第四条、山梨県立考古博物館設置及び管理条例（昭和五十七年山梨県条例第五号）第四条及び山梨県立文学館設置及び管理条例（平成元年山梨県条例第十号）第四条に規定する館長をいう。</p> <p>五 課長補佐等 組織規則第二十二條第一項に規定する総括課長補佐及び課長補佐をいう。</p> <p>六 次長等 組織規則第二十三條第一項に規定する教育事務所の次長、同項に規定する理蔵文化財センターの次長のうちあら</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 課長 山梨県教育庁組織規則（昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号。以下「組織規則」という。）第二十二條第一項に規定する課長及び副課長をいう。</p> <p>二 所長 組織規則第二十三條第一項に規定する教育事務所の所長及び同項に規定する理蔵文化財センターの所長をいう。</p> <p>三 略</p> <p>四 館長等 山梨県立図書館設置及び管理条例（平成二十三年山梨県条例第四十九号）第五条、山梨県立美術館設置及び管理条例（昭和五十三年山梨県条例第五号）第四条、山梨県立博物館設置及び管理条例（平成十七年山梨県条例第八号）第四条、山梨県立考古博物館設置及び管理条例（昭和五十七年山梨県条例第五号）第四条及び山梨県立文学館設置及び管理条例（平成元年山梨県条例第十号）第四条に規定する館長並びに山梨県総合教育センター管理規則（昭和四十六年山梨県教育委員会規則第九号。以下「総合教育センター管理規則」という。）第五条に規定する所長をいう。</p> <p>五 課長補佐等 組織規則第二十二條第一項に規定する総括課長補佐、副課長補佐及び副館長補佐をいう。</p> <p>六 次長 組織規則第二十三條第一項に規定する教育事務所の次長及び同項に規定する理蔵文化財センターの次長のうちあら</p>
<p>はじめ所長が指定する次長及び総合教育センター管理規則第五条に規定する副所長をいう。</p> <p>七・八 略</p> <p>九 副館長 山梨県立図書館設置及び管理条例第五条、山梨県立美術館設置及び管理条例第四条、山梨県立博物館設置及び管理条例第四条、山梨県立考古博物館設置及び管理条例第四条及び山梨県立文学館設置及び管理条例第四条の規定による副館長をいう。</p> <p>十 専決 教育委員会の権限に属する事務の一部を常時教育委員会に代わって教育長、課長、所長、校長及び館長、限りで決裁することをいう。</p> <p>十一 略</p> <p>(課長等の共通専決事項)</p> <p>第四条 課長、所長、校長及び館長の共通専決事項は次のとおりとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>(所長の代決)</p> <p>第八条 所長が不在で急處を要するときは、次長等がその事務を代決する。</p> <p>(館長の代決)</p> <p>第十条 館長が不在で急處を要するときは、副館長がその事務を代決する。</p>	<p>はじめ所長が指定する次長をいう。</p> <p>七・八 略</p> <p>九 副館長等 山梨県立図書館設置及び管理条例第五条、山梨県立美術館設置及び管理条例第四条、山梨県立博物館設置及び管理条例第四条、山梨県立考古博物館設置及び管理条例第四条及び山梨県立文学館設置及び管理条例第四条の規定による副館長並びに総合教育センター管理規則第五条の規定による副所長をいう。</p> <p>十 専決 教育委員会の権限に属する事務の一部を常時教育委員会に代わって教育長、課長、所長、校長及び副館長等限りで決裁することをいう。</p> <p>十一 略</p> <p>(課長等の共通専決事項)</p> <p>第四条 課長、所長、校長及び副館長等の共通専決事項は次のとおりとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>(所長の代決)</p> <p>第八条 所長が不在で急處を要するときは、次長がその事務を代決する。</p> <p>(副館長等の代決)</p> <p>第十条 副館長等が不在で急處を要するときは、副館長等がその事務を代決する。</p>

議案第 58 号

庁中処務細則等の一部を改正する訓令

提案理由

組織機構の再編等に伴い、関係訓令について所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

訓令の概要

教育庁総務課

題名	庁中処務細則等の一部を改正する訓令
趣旨	組織機構の再編等に伴い、関係訓令について所要の改正を行う必要がある。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁中処務細則の一部改正（第1条関係） <ul style="list-style-type: none"> ・ 国体推進室の廃止に伴い、規定を整備する。 ・ 「子育て時間」制度の創設に伴い、「子育て時間願簿」の様式を新たに定める。（第46条の2を新設、第17号様式の5を新設） ○ 山梨県教育委員会公印管理規程の一部改正（第2条関係） <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合教育センターの公印管守責任者を所長とする。 ・ 国体推進室の廃止に伴い、規定を整備する。 ○ 山梨県教育事務所処務規程の一部改正（第3条関係） <ul style="list-style-type: none"> ・ 「子育て時間」制度の創設に伴い、所長の専決事項に関する規定を整備し、「子育て時間願簿」の様式を新たに定める。（第40条の2を新設、第21号様式の2を新設） ○ 山梨県教育委員会安全衛生管理規程の一部改正（第4条関係） <ul style="list-style-type: none"> ・ 国体推進室の廃止に伴い、規定を整備する。 ○ 山梨県教育庁行政文書管理規程の一部改正（第5条関係） <ul style="list-style-type: none"> ・ 国体推進室の廃止に伴い、国体推進室の文書の記号を廃止する。 ・ その他規定を整備する。
施行期日	平成30年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

庁 中 一 般

教 育 事 務 所

埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー

県 立 図 書 館

県 立 美 術 館

県 立 博 物 館

県 立 考 古 博 物 館

県 立 文 学 館

県 総 合 教 育 セ ン タ ー

県 立 学 校

庁中処務細則等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月 日

山梨県教育委員会

教育長 守 屋 守

庁中処務細則等の一部を改正する訓令

(庁中処務細則の一部改正)

第一条 庁中処務細則(昭和二十四年山梨県教育委員会訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

第一条の四中「(課に置かれる室の室長を含む。以下同じ。)」を削る。

第五条第一項中「及び課に置かれる室の室長補佐」及び「(課に置かれる室を含む。以下同じ。)」を削る。

第四十六条の三第一項中「第十七号様式の六」を「第十七号様式の七」に改め、同条を第四十六条の四とする。

第四十六条の二第一項中「第十七号様式の五」を「第十七号様式の六」に改め、同条を第四十六条の三とする。

(山梨県教育委員会公印管理規程の一部改正)	
第二条	山梨県教育委員会公印管理規程(昭和三十二年山梨県教育委員会訓令甲第四号)
	の)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中	「、県立文学館及び県総合教育センター」を「及び県立文学館」に
改め、	「、県総合教育センターにあつては副所長」及び「(課に置かれる室長を含む
。以下同じ。)	」を削る。
第六条第一項中	「(課に置かれる室を含む。)」を削る。
(山梨県教育事務所処務規程の一部改正)	
第三条	山梨県教育事務所処務規程(昭和三十二年山梨県教育委員会訓令甲第三号)の
	一部を次のように改正する。
第六条第三号中	「部分休業(育児に係るものに限る。)」の下に、「子育て時間」
	を加える。
第四十条の三第一項中	「第二十一号様式の三」を「第二十一号様式の四」に改め、

	同条を第四十条の四とする。
第四十条の二第一項中	「第二十一号様式の二」を「第二十一号様式の三」に改め、
	同条を第四十条の三とする。
第四十条の次に	次の一条を加える。
(子育て時間)	
第四十条の二	所員は、勤務時間条例による子育て時間を待ようとするときは、子
育て時間願簿(第二十一号様式の二)により、あらかじめ願ひ出て承認を得なければ	
ならない。	
2	前項の規定にかかわらず、所長は、子育て時間願簿により子育て時間を得るもの
	とし、あらかじめ教育長に届け出なければならない。
3	第三十二条第三項の規定は、子育て時間願簿にこれを準用する。
第二十一号様式の三中	「第四十条の三関係」を「第四十条の四関係」に改め、同様
	式を第二十一号様式の四とする。

第二十一号様式の二中「第四十条の二関係」を「第四十条の三関係」に改め、同様式を第二十一号様式の三とする。

第二十一号様式の次に次の様式を加える。

(山梨県教育委員会安全衛生管理規程の一部改正)

第四条 山梨県教育委員会安全衛生管理規程(昭和五十三年山梨県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「、室」を削る。

(山梨県教育庁行政文書管理規程の一部改正)

第五条 山梨県教育庁行政文書管理規程(平成十八年山梨県教育委員会訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号中「及び第四条の二」及び「及び室」を削る。

別表第一の表中

「学術文化財課	教学文
国体推進室	教国

」を「学術文化財課
教学文」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

子育て時間願簿

(所属)	(職)	(氏名)
------	-----	------

(第一面)

(※印の欄は、職員が記入し、又は押印する。)

※ 請求に係る子に関する事項	氏名	続柄等	生年月日	年 月 日生
-------------------	----	-----	------	--------

※ 請求の期間				※ 請求年月日	※ 本人印	決 裁		備 考
年 月 日	時 間			年 月 日		承認の可否	決裁者印	
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認		
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後	時 分～時 分			<input type="checkbox"/> 不承認		
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認		
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後	時 分～時 分			<input type="checkbox"/> 不承認		

(注) この願簿には、請求に係る子の氏名、続柄等(当該子が山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年山梨県条例第5号)第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあっては、その事実)及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件に係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)を添付すること(写しでも可)。

※ 休暇の取消し等の期間				※ 本人印	決 裁		備 考
年 月 日	時 間				決裁者印		
年 月 日から	午前	時 分～時 分					
年 月 日まで	午後	時 分～時 分					
年 月 日から	午前	時 分～時 分					
年 月 日まで	午後	時 分～時 分					
年 月 日から	午前	時 分～時 分					
年 月 日まで	午後	時 分～時 分					
年 月 日から	午前	時 分～時 分					
年 月 日まで	午後	時 分～時 分					

※ 休暇の取消し等の期間				※ 本人印	決 裁		備 考
年 月 日	時 間				決裁者印		
年 月 日から	午前	時 分～時 分					
年 月 日まで	午後	時 分～時 分					
年 月 日から	午前	時 分～時 分					
年 月 日まで	午後	時 分～時 分					
年 月 日から	午前	時 分～時 分					
年 月 日まで	午後	時 分～時 分					
年 月 日から	午前	時 分～時 分					
年 月 日まで	午後	時 分～時 分					
年 月 日から	午前	時 分～時 分					
年 月 日まで	午後	時 分～時 分					
年 月 日から	午前	時 分～時 分					
年 月 日まで	午後	時 分～時 分					
年 月 日から	午前	時 分～時 分					
年 月 日まで	午後	時 分～時 分					
年 月 日から	午前	時 分～時 分					
年 月 日まで	午後	時 分～時 分					

(※印の欄は、職員が記入し、又は押印する。)

(第二面)

子育て時間願簿

(所属)	(職)	(氏名)
------	-----	------

(第一面)

(※印の欄は、職員が記入し、又は押印する。)

※ 請求に係る子に関する事項	氏名	続柄等	生年月日	年 月 日生
-------------------	----	-----	------	--------

※ 請求の期間	※ 請求年月日	※ 本人印	承認の可否	決 裁		備 考
				決裁者印		
年 月 日から □毎日	年 月 日					
年 月 日まで □その他()	年 月 日					
年 月 日から □毎日	年 月 日					
年 月 日まで □その他()	年 月 日					

(注) この願簿には、請求に係る子の氏名、続柄等(当該子が山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年山梨県条例第5号)第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあっては、その事実)及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)を添付すること(写しでも可)。

※ 休暇の取消し等の期間	※ 本人印	決 裁		備 考
		決裁者印		
年 月 日から				
年 月 日まで				
年 月 日から				
年 月 日まで				
年 月 日から				
年 月 日まで				
年 月 日から				
年 月 日まで				

※ 休暇の取消し等の期間	※ 本人印	決 裁		備 考
		決裁者印		
年 月 日から				
年 月 日まで				
年 月 日から				
年 月 日まで				
年 月 日から				
年 月 日まで				
年 月 日から				
年 月 日まで				
年 月 日から				
年 月 日まで				
年 月 日から				
年 月 日まで				
年 月 日から				
年 月 日まで				
年 月 日から				
年 月 日まで				
年 月 日から				
年 月 日まで				
年 月 日から				
年 月 日まで				

(第二面)

(※印の欄は、職員が記入し、又は押印する。)

行中処務細則新新旧対照表

新	旧
<p>(課長) 第一条の四 課長 は、上司の命を受け、主管事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。</p> <p>(課長補佐) 第五条 課長補佐(総括課長補佐を含む。以下同じ。)は、課長を助け、課長の事務を整理し、課長が不在で急遽を要するときは、その事務を代決する。</p> <p>2 略</p> <p>(有給休暇及び無給休暇) 第四十六条 略</p> <p>(子育て時間) 第四十六条の二 庁員は、勤務時間条例による子育て時間を得ようとするときは、子育て時間願書(第十七号様式の五)により、あらかじめ願い出て承認を得なければならない。</p> <p>2 第四十五条第二項の規定は、子育て時間願書に、これを準用する。</p> <p>(介護休暇) 第四十六条の三 庁員は、勤務時間条例による介護休暇を得ようとするときは、介護休暇願書(第十七号様式の六)により、あ</p>	<p>(課長) 第一条の四 課長(課に置かれる室の室長を含む。以下同じ。) は、上司の命を受け、主管事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。</p> <p>(課長補佐) 第五条 課長補佐(総括課長補佐及び課に置かれる室の室長補佐を含む。以下同じ。)は、課長を助け、課(課に置かれる室を含む。以下同じ。)の事務を整理し、課長が不在で急遽を要するときは、その事務を代決する。</p> <p>2 略</p> <p>(有給休暇及び無給休暇) 第四十六条 略</p> <p>(介護休暇) 第四十六条の二 庁員は、勤務時間条例による介護休暇を得ようとするときは、介護休暇願書(第十七号様式の五)により、あ</p>
<p>2 略</p> <p>(介護時間) 第四十六条の四 庁員は、勤務時間条例による介護時間を得ようとするときは、介護時間願書(第十七号様式の七)により、あらかじめ願い出て承認を得なければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>2 略</p> <p>(介護時間) 第四十六条の三 庁員は、勤務時間条例による介護時間を得ようとするときは、介護時間願書(第十七号様式の六)により、あらかじめ願い出て承認を得なければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>(職務に専念する義務の免除) 第四十八条 庁員は、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年山梨県条例第五号)による職務に専念する義務の免除を得ようとするときは、職務免除願書(第十七号様式の八)によりあらかじめ願い出て承認を得なければならない。</p> <p>2 職務免除を専決により承認した場合で当該職務免除の理由が職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和四十四年山梨県人事委員会規則第三号)第二条第三号、第四号、第六号及び第十一号に該当するときは、速やかに職務免除承認報告書(第十七号様式の九)により教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(職務に専念する義務の免除) 第四十八条 庁員は、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年山梨県条例第五号)による職務に専念する義務の免除を得ようとするときは、職務免除願書(第十七号様式の七)によりあらかじめ願い出て承認を得なければならない。</p> <p>2 職務免除を専決により承認した場合で当該職務免除の理由が職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和四十四年山梨県人事委員会規則第三号)第二条第三号、第四号、第六号及び第十一号に該当するときは、速やかに職務免除承認報告書(第十七号様式の八)により教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>3 略</p>
<p>(営利企業等の従事) 第四十九条 庁員は、地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第三十八条及び営利企業等の従事制限に関する規則(昭和三十七年山梨県人事委員会規則第三号)の規定にもとづき営利企業等の従事について許可を受けようとするときは、営利企業等従事許可申請書(第十七号様式の十)に関係書類を添えて提出しなければならない。</p>	<p>(営利企業等の従事) 第四十九条 庁員は、地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第三十八条及び営利企業等の従事制限に関する規則(昭和三十七年山梨県人事委員会規則第三号)の規定にもとづき営利企業等の従事について許可を受けようとするときは、営利企業等従事許可申請書(第十七号様式の九)に関係書類を添えて提出しなければならない。</p>

(事務引継)

第五十九条 転任又は退職等の場合には、未済事務の経過を記し、課員にあつては課長に、教育次長及び課長にあつては後任者又は上司に引継がなければならない。

(事務引継)

第五十九条 転任又は退職等の場合には、未済事務の経過を記し、課員(課に置かれる室の室員を含む)にあつては課長に、教育次長及び課長にあつては後任者又は上司に引継がなければならない。

行中処務規則新日対照表

第17号様式の6 (第48条の2関係)		第17号様式の5 (第46条の2関係)	
第17号様式の7 (第46条の4関係)		第17号様式の6 (第46条の3関係)	
第17号様式の8 (第48条関係)		第17号様式の7 (第48条関係)	
第17号様式の9 (第48条関係)		第17号様式の8 (第48条関係)	
第17号様式の10 (第49条関係)		第17号様式の9 (第49条関係)	

山梨県教育委員会公文印管理規程新旧対照表

新	旧
<p>(管守責任者)</p> <p>第四条 公印を管守する者(以下「管守責任者」という。)は、本庁にあつては総務課長、教育事務所及び埋蔵文化財センターにあつてはその長、学校その他の教育機関(県立図書館、県立美術館、県立博物館、県立考古博物館及び県立文学館、県立美術館、県立博物館、県立考古博物館及び県立文学館にあつては副館長)を除く。)にあつてはその長、県立図書館、県立美術館、県立博物館、県立考古博物館及び県立文学館にあつては副館長とする。ただし、本庁の課長印の管守責任者は、本庁の課長の職にある者とする。</p>	<p>(管守責任者)</p> <p>第四条 公印を管守する者(以下「管守責任者」という。)は、本庁にあつては総務課長、教育事務所及び埋蔵文化財センターにあつてはその長、学校その他の教育機関(県立図書館、県立美術館、県立博物館、県立考古博物館、県立文学館及び県総合教育センターを除く。)にあつてはその長、県立図書館、県立美術館、県立博物館、県立考古博物館及び県立文学館にあつては副館長、県総合教育センターにあつては副所長とする。ただし、本庁の課長(課に置かれる室長を含む。以下同じ。)印の管守責任者は、本庁の課長の職にある者とする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(公印押印紙)</p> <p>第六条 本庁の課において特別の事由がある場合又は教育事務所、埋蔵文化財センター及び学校その他の教育機関において教育委員会又は教育長の権限を専決する場合においては、処理年月日、相手方の氏名又は内容が判明していない場合であつても、特に教育委員会印又は教育長印若しくは教育長職務代理人印をあらかじめ押印した用紙(以下「公印押印紙」という。)を使用することができる。</p>	<p>(公印押印紙)</p> <p>第六条 本庁の課(課に置かれる室を含む。)において特別の事由がある場合又は教育事務所、埋蔵文化財センター及び学校その他の教育機関において教育委員会又は教育長の権限を専決する場合においては、処理年月日、相手方の氏名又は内容が判明していない場合であつても、特に教育委員会印又は教育長印若しくは教育長職務代理人印をあらかじめ押印した用紙(以下「公印押印紙」という。)を使用することができる。</p>
<p>2 5 略</p>	<p>2 5 略</p>

山梨県教育事務所処務規程新旧対照表

新	旧
<p>(所長の専決) 第六条 所長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 部分休業（育児に係るものに限る。）<u>、子育て時間及び介護時間の承認に関すること。</u></p> <p>四・九 略</p> <p>(有給休暇及び無給休暇) 第四十条 略</p> <p>(子育て時間)</p> <p>第四十条の二 所員は、勤務時間条例による子育て時間を得ようとするときは、子育て時間願書（第二十一号様式の二）により、あらかじめ願い出て承認を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、所長は、子育て時間願書により子育て時間を得るものとし、あらかじめ教育長に届け出なければならない。</p> <p>3 第三十二条第三項の規定は、子育て時間願書にこれを適用する。</p> <p>(介護休暇)</p>	<p>(所長の専決) 第六条 所長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 部分休業（育児に係るものに限る。）<u>及び介護時間の承認に関すること。</u></p> <p>四・九 略</p> <p>(有給休暇及び無給休暇) 第四十条 略</p> <p>(介護休暇)</p>
<p>第四十条の三 所員は、勤務時間条例による介護休暇を得ようとするときは、介護休暇願書（第二十一号様式の三）により、あらかじめ願い出て承認を得なければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(介護時間)</p> <p>第四十条の四 所員は、勤務時間条例による介護時間を得ようとするときは、介護時間願書（第二十一号様式の四）により、あらかじめ願い出て承認を得なければならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>第四十条の二 所員は、勤務時間条例による介護休暇を得ようとするときは、介護休暇願書（第二十一号様式の二）により、あらかじめ願い出て承認を得なければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(介護時間)</p> <p>第四十条の三 所員は、勤務時間条例による介護時間を得ようとするときは、介護時間願書（第二十一号様式の三）により、あらかじめ願い出て承認を得なければならない。</p> <p>2・3 略</p>

山梨県教育委員会公安衛生管理規程新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 所属長 山梨県教育委員会事務局の課及び所並びに山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の長をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 所属長 山梨県教育委員会事務局の課、室及び所並びに山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の長をいう。</p>

山梨県教育庁行政文書管理規程新旧対照表

新	旧																																
<p>(定義)</p> <p>第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 七 略</p> <p>八 課 山梨県教育庁組織規則第四条に規定する課をいう。</p> <p>九 十一 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第一(第十二条関係)</p> <p>文書の記号</p> <p>一 本庁</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課名等</th> <th style="text-align: center;">略字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td>教総</td> </tr> <tr> <td>福利給与課</td> <td>教福</td> </tr> <tr> <td>学校施設課</td> <td>教学施</td> </tr> <tr> <td>義務教育課</td> <td>教義</td> </tr> <tr> <td>高校教育課</td> <td>教高</td> </tr> <tr> <td>高校改革・特別支援教育課</td> <td>教改特</td> </tr> <tr> <td>社会教育課</td> <td>教社</td> </tr> </tbody> </table>	課名等	略字	総務課	教総	福利給与課	教福	学校施設課	教学施	義務教育課	教義	高校教育課	教高	高校改革・特別支援教育課	教改特	社会教育課	教社	<p>(定義)</p> <p>第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 七 略</p> <p>八 課 山梨県教育庁組織規則第四条及び第四条の二に規定する課及び室をいう。</p> <p>九 十一 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第一(第十二条関係)</p> <p>文書の記号</p> <p>一 本庁</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課名等</th> <th style="text-align: center;">略字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td>教総</td> </tr> <tr> <td>福利給与課</td> <td>教福</td> </tr> <tr> <td>学校施設課</td> <td>教学施</td> </tr> <tr> <td>義務教育課</td> <td>教義</td> </tr> <tr> <td>高校教育課</td> <td>教高</td> </tr> <tr> <td>高校改革・特別支援教育課</td> <td>教高特</td> </tr> <tr> <td>社会教育課</td> <td>教社</td> </tr> </tbody> </table>	課名等	略字	総務課	教総	福利給与課	教福	学校施設課	教学施	義務教育課	教義	高校教育課	教高	高校改革・特別支援教育課	教高特	社会教育課	教社
課名等	略字																																
総務課	教総																																
福利給与課	教福																																
学校施設課	教学施																																
義務教育課	教義																																
高校教育課	教高																																
高校改革・特別支援教育課	教改特																																
社会教育課	教社																																
課名等	略字																																
総務課	教総																																
福利給与課	教福																																
学校施設課	教学施																																
義務教育課	教義																																
高校教育課	教高																																
高校改革・特別支援教育課	教高特																																
社会教育課	教社																																

スポーツ健康課	教ス健
学術文化財課	教学文

スポーツ健康課	教ス健
学術文化財課	教学文
国体推進室	教国

議案第 59 号

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令

提案理由

「子育て時間」制度の創設に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

訓令の概要

教育庁総務課

題名	山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令
趣旨	「子育て時間」制度の創設に伴い、所要の改正を行う必要がある。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山梨県立学校処務規程の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「子育て時間」制度の創設に伴い、校長の専決事項に関する規定を整備し、「子育て時間願簿」の様式を新たに定める。（第14条の2を新設、第6号様式の2を新設）
施行期日	平成30年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県教育委員会訓令甲第	号
山梨県立学校	中一般
山梨県立学校	校
山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。	
平成三十年三月	日
山梨県教育委員会	
教育長 守屋 守	
山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令	
山梨県立学校処務規程（昭和三十六年山梨県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。	
第六条第二号中「部分休業（育児に係るものに限る。）」の下に「、子育て時間」を加える。	
第十四条の三第一項中「第六号様式の三」を「第六号様式の四」に改め、同条を第十	

四条の四とする。
第十四条の二第一項中「第六号様式の三」を「第六号様式の四」に改め、同条を第十四条の三とする。
第十四条の次に次の一条を加える。
(子育て時間)
第十四条の二 職員は、勤務時間条例による子育て時間を得ようとするときは、子育て時間願簿（第六号様式の二）により、あらかじめ願い出て承認を得なければならない。
2 前項の規定にかかわらず、校長は、子育て時間願簿により子育て時間を得るものとし、あらかじめ教育長に届け出なければならない。
第六号様式の三中「第十四条の三関係」を「第十四条の四関係」に改め、同様式を第六号様式の四とする。
第六号様式の二中「第十四条の二関係」を「第十四条の三関係」に改め、同様式を第六号様式の三とする。

子育て時間願簿

(所屬)	(職)	(氏名)
------	-----	------

(第一面)

(※印の欄は、職員が記入し、又は押印する。)

※ 請求に係る子に関する事項	氏名	続柄等	生年月日	年 月 日生
-------------------	----	-----	------	--------

※ 請求の期間	年 月 日	時 間	※ 請求年月日	※ 本人印	承認の可否	決 裁		備 考
						決裁者印		
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認			
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後 時 分～ 時 分			<input type="checkbox"/> 不承認			
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認			
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後 時 分～ 時 分			<input type="checkbox"/> 不承認			

(注) この願簿には、請求に係る子の氏名、続柄等(当該子が山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和29年山梨県条例第27号)第9条の2第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあっては、その事実)及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)を添付すること(写しでも可)。

※ 休暇の取消し等の期間	年 月 日	時 間	※ 本人印	決 裁		備 考
				決裁者印		
年 月 日から		午前 時 分～ 時 分				
年 月 日まで		午後 時 分～ 時 分				
年 月 日から		午前 時 分～ 時 分				
年 月 日まで		午後 時 分～ 時 分				
年 月 日から		午前 時 分～ 時 分				
年 月 日まで		午後 時 分～ 時 分				
年 月 日から		午前 時 分～ 時 分				
年 月 日まで		午後 時 分～ 時 分				

※ 休暇の取消し等の期間	年 月 日	時 間	※ 本人印	決 裁		備 考
				決裁者印		
年 月 日から		午前 時 分～ 時 分				
年 月 日まで		午後 時 分～ 時 分				
年 月 日から		午前 時 分～ 時 分				
年 月 日まで		午後 時 分～ 時 分				
年 月 日から		午前 時 分～ 時 分				
年 月 日まで		午後 時 分～ 時 分				
年 月 日から		午前 時 分～ 時 分				
年 月 日まで		午後 時 分～ 時 分				
年 月 日から		午前 時 分～ 時 分				
年 月 日まで		午後 時 分～ 時 分				
年 月 日から		午前 時 分～ 時 分				
年 月 日まで		午後 時 分～ 時 分				
年 月 日から		午前 時 分～ 時 分				
年 月 日まで		午後 時 分～ 時 分				
年 月 日から		午前 時 分～ 時 分				
年 月 日まで		午後 時 分～ 時 分				
年 月 日から		午前 時 分～ 時 分				
年 月 日まで		午後 時 分～ 時 分				

(第二面)

(※印の欄は、職員が記入し、又は押印する。)

山梨県立学校校規勤務規程新旧対照表

新	旧
<p>(校長の専決) 第六条 次の事項は、校長において専決することができる。 一 略 二 部分休業(育児に係るものに限る。) 子育て時間及び介護時間の承認に関する事。 三 五 略</p>	<p>(校長の専決) 第六条 次の事項は、校長において専決することができる。 一 略 二 部分休業(育児に係るものに限る。) 及び介護時間の承認に関する事。 三 五 略</p>
<p>(有給休暇及び無給休暇) 第十四条 略</p>	<p>(有給休暇及び無給休暇) 第十四条 略</p>
<p>(子育て時間) 第十四条の二 職員は、勤務時間条例による子育て時間を得ようとするときは、子育て時間願簿(第六号様式の二)により、あらかじめ願い出て承認を得なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、校長は、子育て時間願簿により子育て時間を得るものとし、あらかじめ教育長に届け出なければならない。</p>	<p>(子育て時間) 第十四条の二 職員は、勤務時間条例による子育て時間を得ようとするときは、子育て時間願簿(第六号様式の二)により、あらかじめ願い出て承認を得なければならない。 2 略</p>
<p>(介護休暇) 第十四条の三 職員は、勤務時間条例による介護休暇を得ようとするときは、介護休暇願簿(第六号様式の三)により、あらかじめ願い出て承認を得なければならない。 2 略</p>	<p>(介護休暇) 第十四条の二 職員は、勤務時間条例による介護休暇を得ようとするときは、介護休暇願簿(第六号様式の二)により、あらかじめ願い出て承認を得なければならない。 2 略</p>
<p>(介護時間) 第十四条の四 職員は、勤務時間条例による介護時間を得ようとするときは、介護時間願簿(第六号様式の四)により、あらかじめ願い出て承認を得なければならない。 2 略</p>	<p>(介護時間) 第十四条の三 職員は、勤務時間条例による介護時間を得ようとするときは、介護時間願簿(第六号様式の三)により、あらかじめ願い出て承認を得なければならない。 2 略</p>

議案第 60 号

山梨県埋蔵文化財センター処務規程の一部を改正する訓令

提案理由

「子育て時間」制度の創設に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

訓令の概要

教育庁総務課

題名	山梨県埋蔵文化財センター処務規程の一部を改正する訓令
趣旨	「子育て時間」制度の創設に伴い、所要の改正を行う必要がある。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山梨県埋蔵文化財センター処務規程の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「子育て時間」制度の創設に伴い、所長の専決事項に関する規定を整備する。
施行期日	平成30年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県埋蔵文化財センター 処務規程新旧対照表

新	旧
<p>(所長の専決) 第六条 所長は、次の事項について専決することができる。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。 一・二 略 三 部分休業(育児に係るものに限る。) 子育て時間及び介護時間の承認に關すること。 四・六 略</p>	<p>(所長の専決) 第六条 所長は、次の事項について専決することができる。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。 一・二 略 三 部分休業(育児に係るものに限る。) 及び介護時間の承認に關すること。 四・六 略</p>

議案第 61 号

山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示

提案理由

国体推進室の廃止に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

告示の概要

教育庁総務課

題名	山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示
趣旨	国体推進室の廃止に伴い、所要の改正を行う必要がある。
内容	<p>○ 山梨県教育委員会公印規程の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国体推進室の廃止に伴い、室長印を廃止する。
施行期日	平成30年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

県立学校事務長等の人事について [別途資料配付]

